

# 構造改革特別区域計画

## 1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

神奈川県相模原市

## 2. 構造改革特別区域の名称

さがみはらのめぐみワイン特区

## 3. 構造改革特別区域の範囲

神奈川県相模原市の全域

## 4. 構造改革特別区域の特性

### (1) 位置と地勢

相模原市（以下「本市」という。）は、神奈川県北西部に位置し、北は東京都、西は山梨県と接する。東西 35.6 km、南北 22.0km と東西に長く、面積は 328.91 ㎡と神奈川県総面積の約 14%を占めている。

本市の西部には、丹沢大山国定公園や県立陣馬相模湖自然公園に指定された森林地帯に山々が連なり、相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖等の豊富な水資源を有している。急峻な山地を相模川、道志川、串川等が刻み、河川沿いに広がる緩やかな丘陵地には、自然と共生するみどり豊かな街並みが形成されている。

一方、本市の東部には、多摩丘陵と相模低地に挟まれた相模原台地が南北にのび、緩やかな起伏を伴って、南に傾斜しながら相模川沿いに 3 つの河岸段丘を形成している。相模原台地の上段は、公共交通網の充実により、利便性が高い地域として土地利用が進んでいる。

### (2) 気候

冬季は乾燥、夏季は高温多湿の日が多く、温和な気候となっている。令和元年の気温は、西部で年間平均 14.8℃（最高気温 36.6℃、最低気温-4.3℃）、東部で年間平均 16.3℃（最高気温 36.9℃、最低気温-1.1℃）であった。令和元年の降水量は、西部で年間 2,090.5mm、東部で年間 2,180.0mmであった。近年は平均気温、平均降水量ともに上昇、増加

傾向にあり、台風や集中豪雨による被害が山間部を中心に発生している。また、横浜地方気象台海老名観測所で観測した令和元年の年間日照量は1876.2時間であった。

### **(3)人口**

本市は、平成18年に旧津久井町及び旧相模湖町、平成19年に旧城山町及び旧藤野町と合併し、総人口70万人を超える大都市となった。その後も人口は微増傾向で推移しているが、平成27年国勢調査に基づく本市の将来人口推計結果においては、本市の総人口は令和元年をピークとして、それ以後は減少すると見込んでいる。年齢区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口は今後減少するが、高齢者人口は令和26年まで増加を続け、その後は減少に転じると推計しており、将来的に更に少子高齢化が進むと予測されている。

### **(4)産業**

本市は、昭和29年の市制施行後、積極的な工業誘致や全国でもまれにみる人口急増期を経て、内陸工業都市として発展してきた。高度な技術力を有する産業集積基盤があり、国内・海外を問わず市場を獲得しているものづくり企業が多く存在している。

近年、事業所数及び従業者数は平成2年をピークに、減少傾向に転じているものの、おおむね横ばいで推移している。産業分類別の従業者数は、第2次産業が2割程度、第3次産業が8割程度を占めている。

### **(5)本市農業の特徴**

平成27年農林業センサスによると、本市の総農家戸数は2,456戸あり、そのうち自給的農家が1,893戸、販売農家が563戸であり、販売農家のうち、専業農家は222戸という状況である。また、農家数でみた作付品目上位をダイコン、ハクサイ、ホウレンソウなどの露地野菜が占めている。

### **(6)規制の特例措置を講じる必要性**

農業従事者の高齢化、担い手の不足や、有害鳥獣による農産物被害に

伴う農業者の営農意欲の減退などにより、経営耕地面積が縮小し、農地の荒廃化が進行するなど、本市の農業を取り巻く環境は、大変厳しい状況にある。

一方、大消費地を抱えていることから、農業者は農産物直売所や大型小売店舗など、様々な販路を確保することができるなどの優位性を生かし、「攻めの都市農業」や更なる地産地消を展開していくことも十分に期待できる。また、本市では、平成 10 年度から地場農産物ブランド化事業に取り組んでおり、市内農産物を「さがみはらのめぐみ」と総称して周知・啓発を行うとともに、地元の高校や大学、事業者との連携による商品開発への支援を進めているところである。

本規制の特例措置を活用することで、市内産農産物を使用した特産酒類製造事業の展開を考えている事業者にとって、当該事業に参入しやすい環境を整えることで、農産物の地産地消を更に推進するとともに、雇用の創出、交流人口の増加による地域の活性化を図ることにより、6 次産業化を推進していくことが必要である。

## 5. 構造改革特別区域計画の意義

本規制の特例措置の活用により生み出される果実酒やリキュールは、本市の新しい特産品として農産物自体の付加価値を向上させ、ブランド化を促進するものである。

特産品の創出に当たっては、差別化が重要な観点であり、市内で生産した原料を用いて市内で製造するという、いわば本市内におけるドメーヌ化を行うことが特徴となる。そのため、本市内に醸造所を設置することが重要なポイントとなるが、構造改革特別区域の認定を受け、本規制の特例措置を活用する意義は小規模の実施主体にとって非常に大きい。

また、原材料を生産する市内農業者にとっては、新しい特産品の製造に伴うコンスタントな買い付けが担保されることで、所得の向上や安定化に繋がることから、新規就農者の定着や、耕作放棄地の拡大抑制への効果が期待される。また、果実の収穫体験や就業体験等を通じた地域コ

コミュニティの形成や、観光分野の活性化も見込まれる。

以上のことから、本規制の特例措置を活用する意義は非常に大きいものである。

## **6. 構造改革特別区域計画の目標**

本規制の特例措置を活用することで、事業者は市内産果実を原材料とした特産酒類の製造に小規模から取り組むことが可能となり、円滑な事業展開が期待される。加えて、大消費地を抱える本市の立地を生かし、特産品化に向けて、まずは市民に製造の取組について紹介するとともに、製品を浸透させる。このことにより、製品の供給先を安定的に確保できるとともに、製品及び製造場自体の魅力を本市内外へ波及させることで新たな観光資源の創出も見込める。また、これらを事業投機のお機会と捉える多様な事業者の新規参入も想定されることから、交流人口の増加、新たな雇用の創出、新規就農者の定着、耕作放棄地の解消及び新たな観光資源の創出を目標とする。

## **7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果**

### **(1) 農業振興**

構造改革特別区域の認定を受け、本規制の特例措置の活用により生み出される果実酒やリキュールは、本市の新しい特産品として農産物自体の付加価値を向上させ、ブランド化を促進するものである。また、製造に伴う原材料のコンスタントな買い付けは、原材料を生産する農業者の所得向上や安定化に繋がり、離農に至る要因の一つである農業所得の低さや不安定さが解消されることで、新規就農者の定着や離農による耕作放棄地の拡大抑制への効果が期待できる。

### **(2) 観光振興**

新しい特産品及び製造場自体の魅力を本市内外へ波及させることで、新たな観光資源の創出を見込むことができる。また、果実の収穫体験や就業体験等を通じた地域コミュニティの形成や、それに伴う交流人口の

増加が期待できる。

【特産酒類の製造に関する目標】

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
特定酒類製造事業者数	1 件	1 件	2 件
果実酒製造量	3kl	4kl	5kl
リキュール製造量	-	-	1kl

**8. 特定事業の名称**

709 (710,711) 特産酒類の製造事業

## 1. 特定事業の名称

709（710,711）特産酒類の製造事業

## 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された果実（ブドウ、イチゴ、ブルーベリー、ユズ、ナシ、リンゴ、キウイフルーツ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

## 3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

## 4. 特定事業の内容

### (1) 事業に関与する主体

上記 2 に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

### (2) 事業が行われる区域

神奈川県相模原市の全域

相模原市は 3 つの区から形成されているが、実施主体においては、製造を南区、原料の生産を緑区及び中央区で展開することを予定しており、全ての区で事業が行われることから、全域を対象とする。

### (3) 事業の実施期間

上記 2 に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

### (4) 事業により実現される行為

上記 2 に記載の者が、構造改革特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した果実（ブドウ、イチゴ、ブルーベリー、ユズ、ナシ、リンゴ、キウイフルーツ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために、果実酒又はリキュールを製造する。

## 5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、本市が地域の特産物として指定した果実（ブドウ、イチゴ、ブルーベリー、ユズ、ナシ、リンゴ、キウイフルーツ又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が果実酒は2キロリットルに、リキュールは1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことにより、地場農産物の6次産業化やブランド化につながるとともに、農業所得の向上や経営の安定化、新たな特産品の創出が図られ、農業振興ならびに地域の活性化に寄与する。

なお、当該特定事業により酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報・周知を行うとともに、特産酒類の製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。